

「おかやま5Gオープンラボ」利用要領

本要領は、県が岡山リサーチパークインキュベーションセンター（ORIC）内に整備した、第5世代移動通信システム（5G）の通信環境を備えた県内企業向けの研究開発及び実証設備である「おかやま5Gオープンラボ」（以下、「オープンラボ」という。）の利用について、ORICの指定管理者が定める「岡山リサーチパークインキュベーションセンター運営要綱」（以下、「運営要綱」という。）のほかに、必要な事項を定める。

1 オープンラボの目的

オープンラボは、県内企業が5G技術を活用した新たな製品やビジネス創出等を図るとともに、これらの成果を横展開することにより、企業のデジタル化の促進と県内産業の振興につなげることを目的として設置する。

2 設置場所

オープンラボはORIC内の研究室（113号室）に設置する。

3 設備等

5G送受信装置（ミリ波 28GHz）

5G対応モバイルルータ2台

50インチ液晶ディスプレイ（4K対応） 1台 自立スタンド付き

会議用テーブル2台、椅子4脚

会議用長机2台、折り畳み椅子4脚

4 利用対象者

オープンラボは、次に掲げる者が利用できるものとする。

- (1) 5Gを活用したIoT技術等の研究開発又は実証実験等（以下、「研究開発等」という。）を行う県内中小企業者
- (2) その他県が適当と認めた者

5 利用手続等

オープンラボの利用を希望する者は、オープンラボを活用した研究開発等の事業について、事業承認申請書（様式第1号）を県に提出し審査を受けるとともに、別途、岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例施行規則第4条の規定に基づく利用許可等申請書を指定管理者に提出するものとする。ただし、オープンラボを利用できるのは、県の審査において採択された者のみとする。

なお、事業承認申請書を提出し、県の審査において適当と認められた者（以下、「オープンラボ利用者」という。）には、事業承認通知書（様式第2号）により通知する。

<参考>

オープンラボ利用者については、運営要綱第4条第1項但し書きの規定によりORICにおける入居者審査会の審査を免除

6 利用期間

オープンラボの利用期間は1カ月単位で定めるものとし、利用開始から3カ月を限度とする。ただし、他の利用希望の状況等により、調整の上、申請と異なる利用期間を設定する場合がある。なお、1カ月未満の利用も可とするが、その場合、利用料金の日割り計算は行わない。また、利用期間の延長又は再利用も可とする。その場合は、改めて利用手続を行うものとする。

7 費用等

オープンラボの利用に関わる費用については、運営要綱をはじめORICの指定管理者が定めるところによるものとする。なお、オープンラボ利用者については、運営要綱第14条第1項の規定により減免措置があるので、別途ORICの指定管理者へ減免申請書を提出のこと。

なお、オープンラボ利用者の故意又は過失により設備・施設等に破損・汚損等が生じた場合は、オープンラボ利用者の責任及び負担により原状回復の措置をとること。

8 施設利用

オープンラボ利用者は、オープンラボを含むORICの施設利用にあたっては、指定管理者が定める「岡山リサーチパークインキュベーションセンター利用規定」のほか施設の管理運営に関する諸規程に従うものとする。

9 その他

オープンラボ利用者は、オープンラボ以外にORICの交流サロンに設置した5G設備（SA 4.5GHz）についても利用することができる。その場合、ORICの指定管理者が定める規程に基づき設備予約を行うとともに、様式第3号により専用の5G対応モバイルルータの貸出を県に届出するものとする。

また、オープンラボ利用者は、必要に応じ、県が5G等の活用に関する連携協定を締結する通信事業者（㈱NTTドコモ）から、5G通信技術に関する技術的支援や関連機器の貸出（※有償の場合あり）を受けることができる。

10 審査等

5に定める県の審査等は、岡山県産業労働部産業振興課において行う。

<問い合わせ先>

〒703-8278

岡山市中区古京町1丁目7番36号

岡山県産業労働部産業振興課イノベーション推進班

TEL (086) 226-7380 FAX (086) 224-2165

e-mail : sangyo@pref.okayama.lg.jp